

Ⅰ 「三重県性暴力の根絶をめざす条例 (仮称)」 制定の必要性について

令和6年6月19日

三重県



目次

- 1 性犯罪・性暴力の現状と取組 . . . 1
- 2 条例制定の必要性について . . . 14
- 3 条例のポイント（おおまかな方向性） . . . 15

性犯罪・性暴力の現状と取組

1 全国と三重県における性犯罪の認知・検挙状況

(単位：件)

不同意性交等	三重県				全国	
	認知件数	順位	検挙件数	順位	認知件数	検挙件数
2023（令和5）年	26	30	15	32	2,711	2,073
2022（令和4）年	22	18	21	16	1,655	1,401

(注) 令和5年7月以前は強制性交等の件数を計上

(単位：件)

不同意 わいせつ等	三重県				全国	
	認知件数	順位	検挙件数	順位	認知件数	検挙件数
2023（令和5）年	58	23	45	23	6,096	4,813
2022（令和4）年	38	26	40	20	4,708	4,062

(注) 令和5年7月以前は強制わいせつ等の件数を計上

(単位：件)

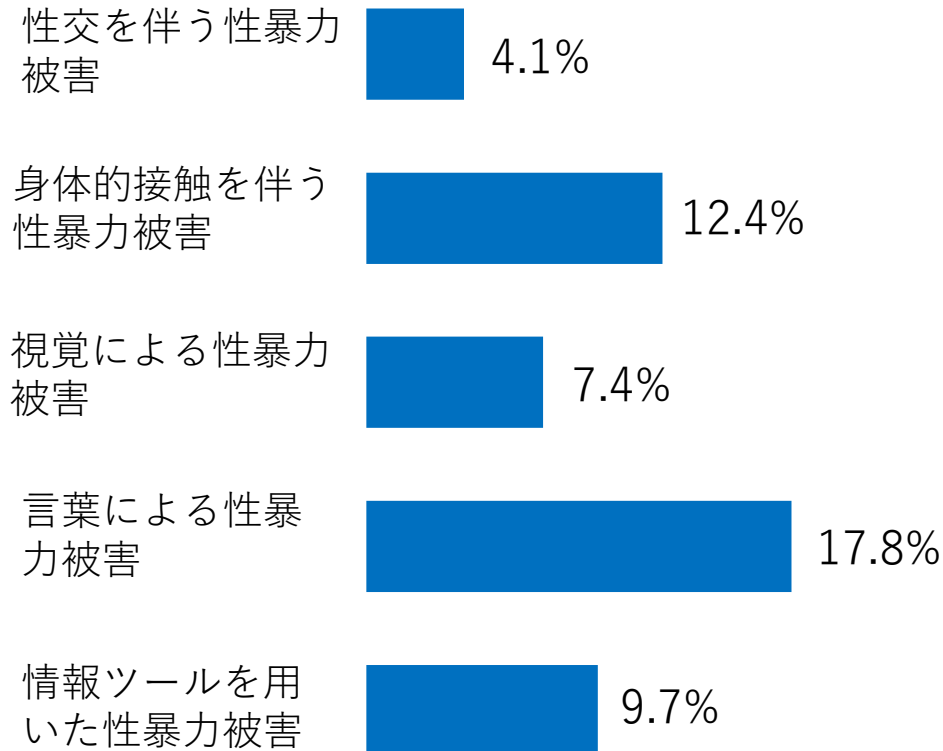
性的姿態 撮影等	三重県		全国	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
2023（令和5）年	37	10	2,538	1,296

(注) 令和5年7月以降に新設

性犯罪・性暴力の現状と取組

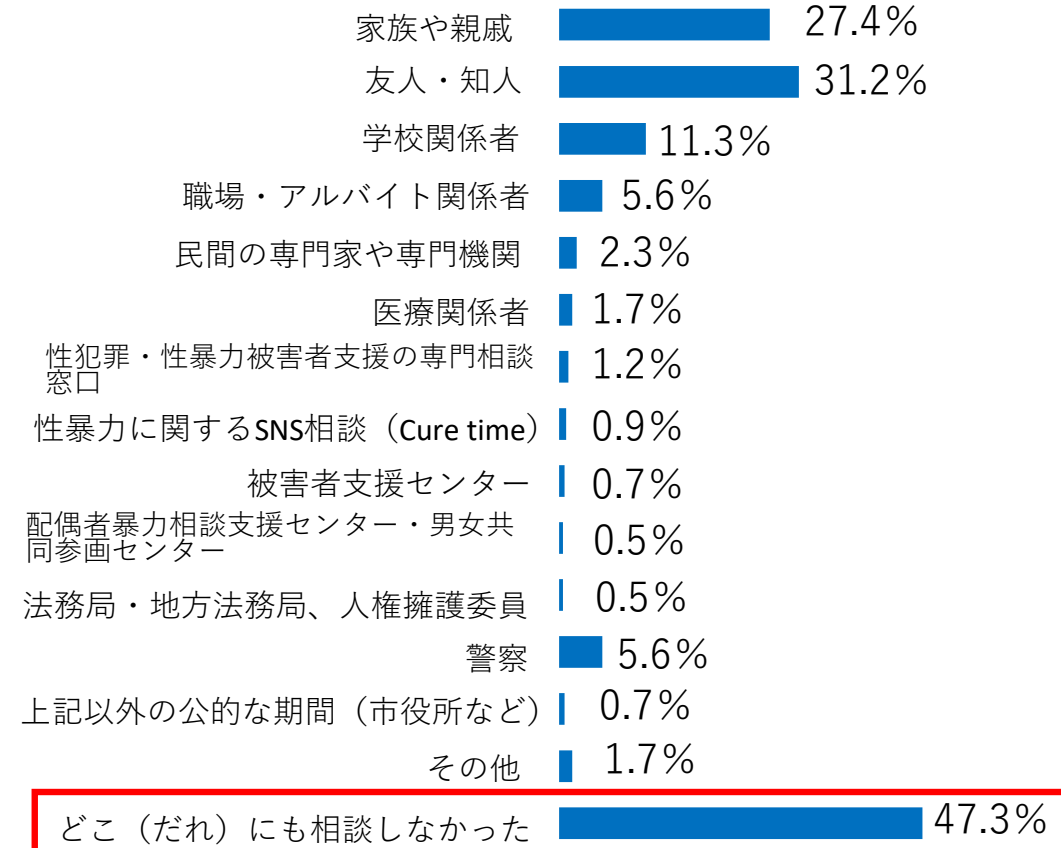
2 若年層※における性暴力被害の実態

(1) 性暴力被害への遭遇率（n=6,224：複数回答）



※内閣府では若年層を16～24歳と定義し、アンケートを実施

(2) 性暴力被害に遭った時に相談した人・機関（n=2,040）



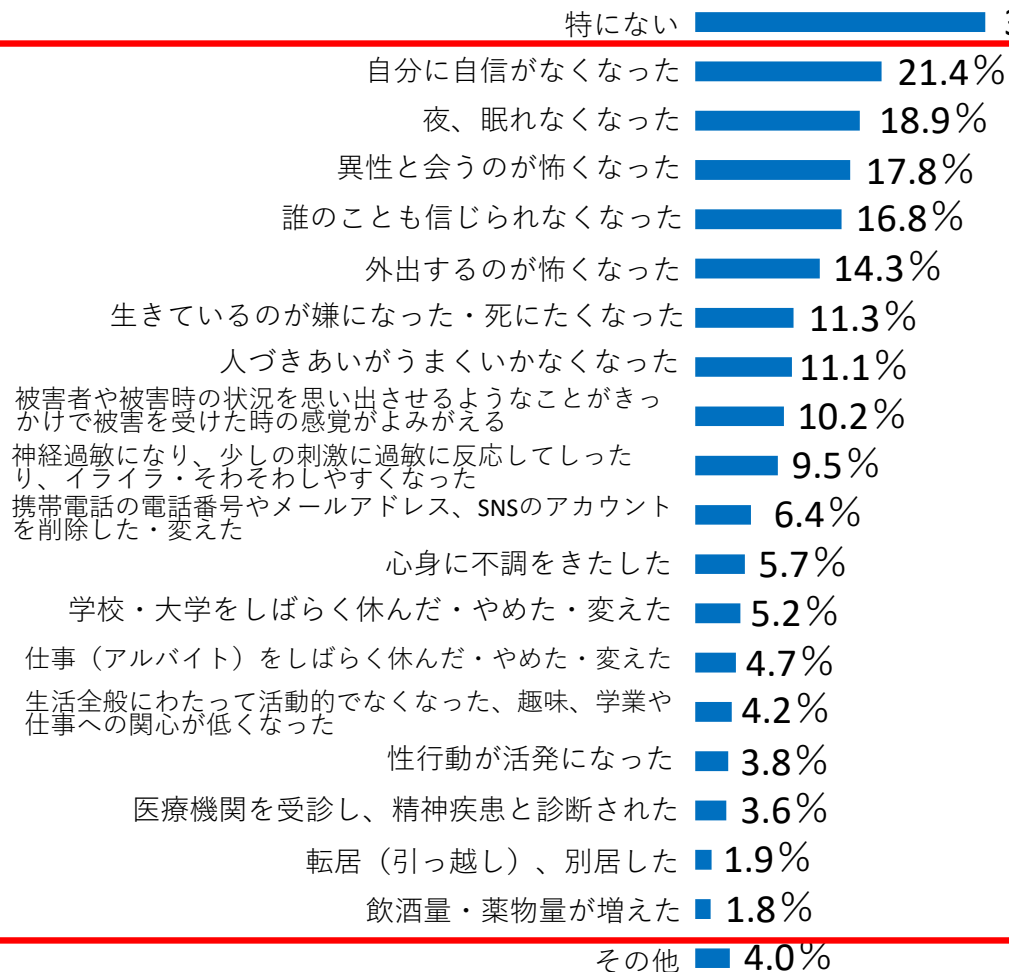
⇒回答者のうち、**26.4%（約4人に1人）**が何らかの性暴力被害に遭ったことがあると回答

⇒性暴力の被害を受けたことがある人の**47.3%（約2人に1人）**はどこ（だれ）にも相談しなかったと回答

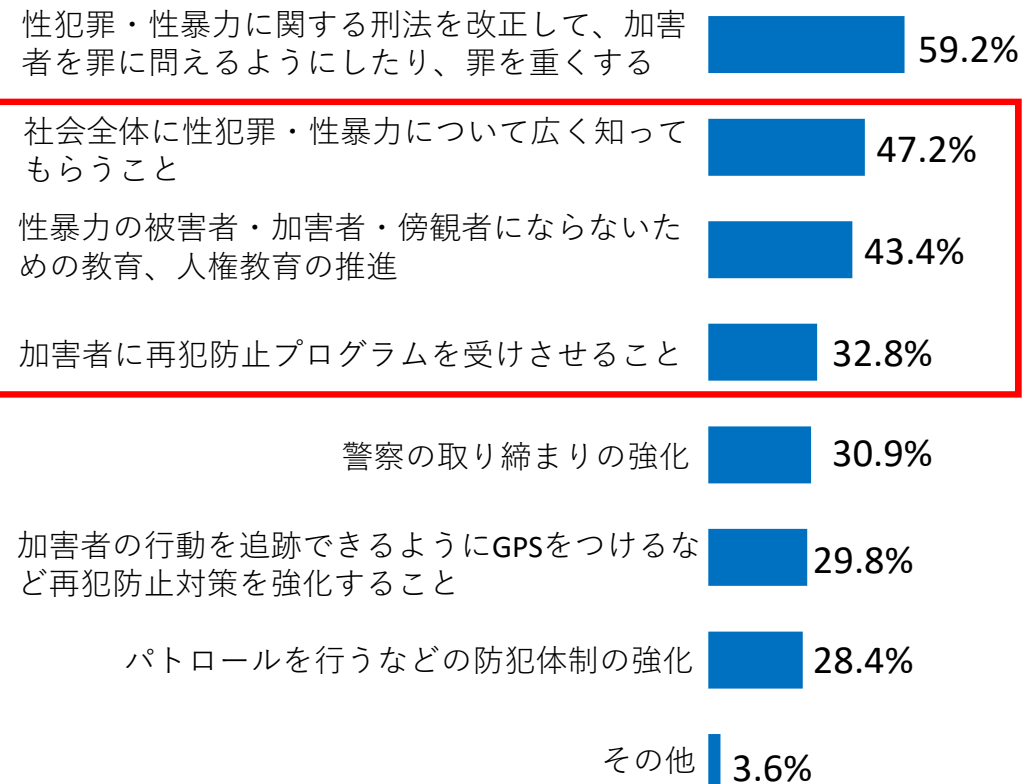
⇒どこ（だれ）にも相談しなかった人の**25.7%（約4人に1人）**はどこ（だれ）に相談してよいかわからなかったと回答

性犯罪・性暴力の現状と取組

(3) 性暴力被害による生活の変化 (n=2,040 : 複数回答)



(4) 性暴力のない社会にするために必要な取組 (n=2,040 : 複数回答)



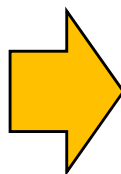
⇒性暴力を受けたことがある人の約63%（約3人に2人）が日常生活に何らかの影響を受けていると回答

⇒性暴力のない社会にするために必要な取組として、「刑法を改正して罪を問えるようにしたり罪を重くする」に次いで、「社会全体への周知・啓発」や「性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育」、「加害者に再犯防止プログラムを受けさせること」が続く

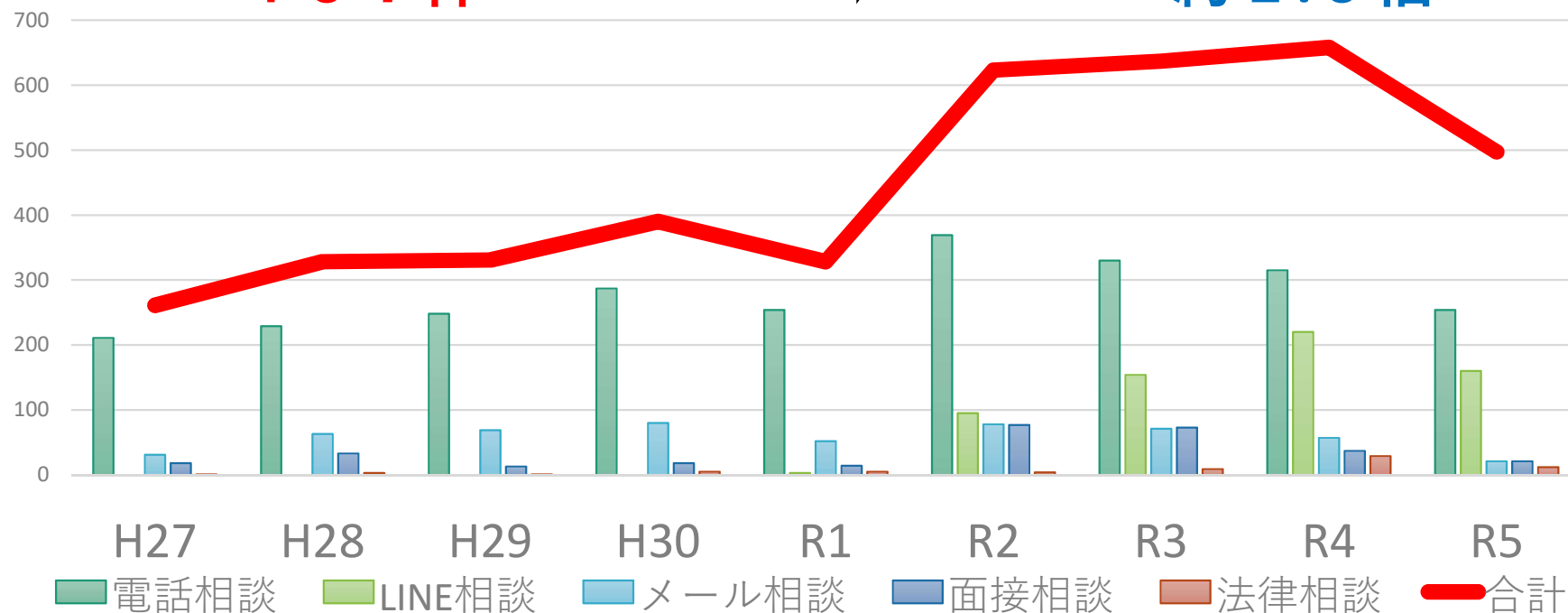
性犯罪・性暴力の現状と取組

3 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」相談受理事件数

令和5年度の相談件数
497件



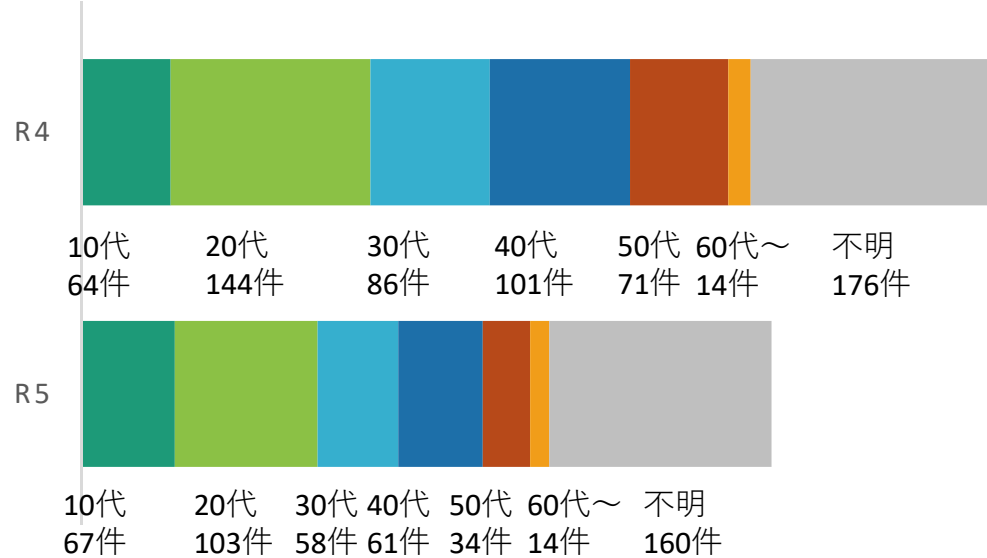
平成27年の開設時の
約1.9倍



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	262	328	331	390	328	623	637	658	497
前年度比	—	+66	+3	+59	▲62	+295	+14	+21	▲161

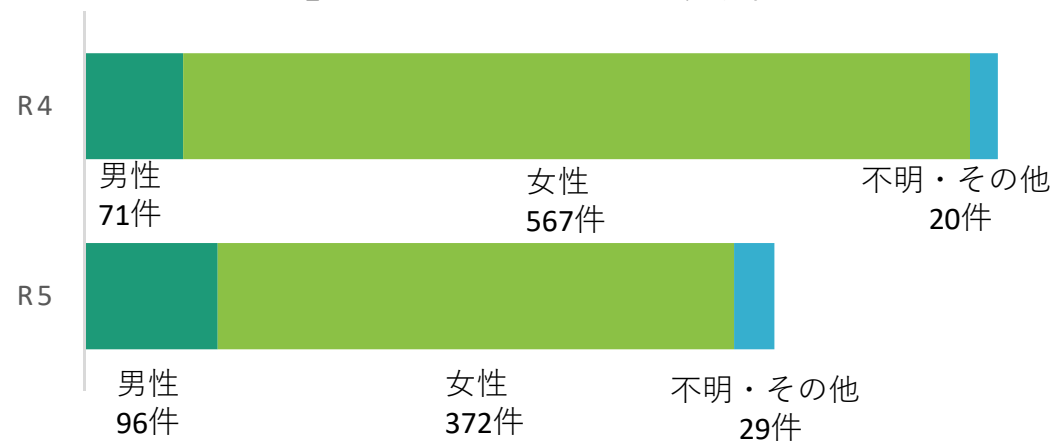
性犯罪・性暴力の現状と取組

4 「よりこ」年代区分別相談受理件数



⇒20代～40代を中心に幅広い年代層から相談

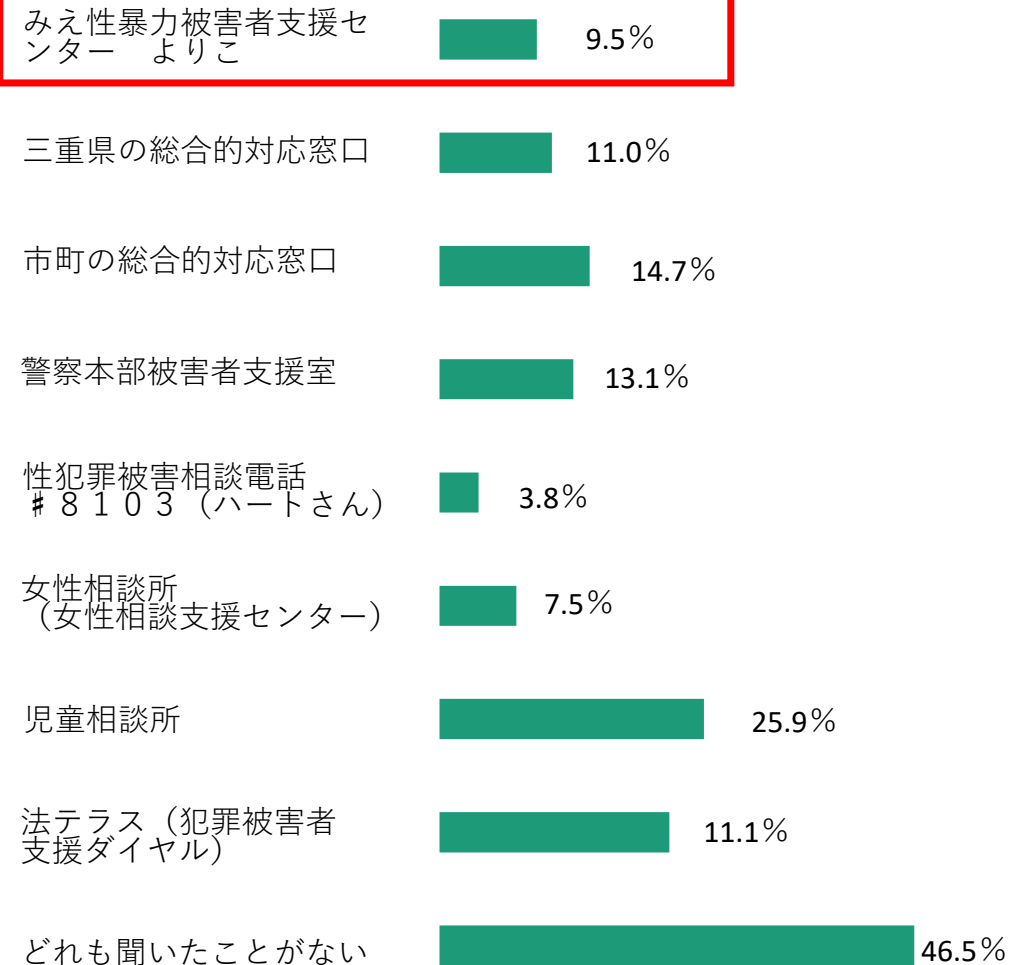
5 「よりこ」性別区分別相談受理件数



⇒女性からの相談が中心だが、男性からも相談

6 相談窓口の認知度

【令和5年度 I T 広聴事業（e－モニター）結果】



⇒「よりこ」の認知度向上に向け、更なる周知・啓発が必要

性犯罪・性暴力の現状と取組

7 国の動向

令和2年6月 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

➡ 令和2年～令和4年 集中強化期間

- 取組内容**
- 刑事法に関する検討とその結果をふまえた適切な対処
 - 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備
 - 切れ目のない手厚い被害者支援の確立
 - 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

令和5年3月 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針

➡ 令和5年～令和7年 更なる集中強化期間

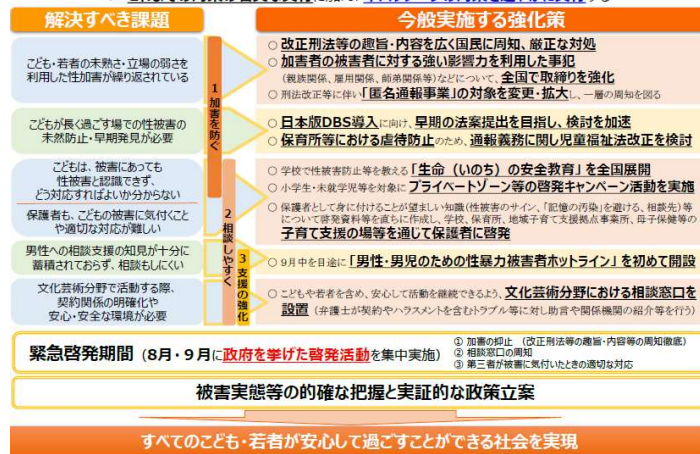
- 取組内容**
- 刑事法改正への対応・刑事手続きの適切な運用
 - 再犯防止策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備
 - 切れ目のない手厚い被害者支援の確立
 - 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防
 - 新たな課題への対応

弱い立場に置かれた子ども・若者が
性被害に遭う事案が後を絶たない状況

「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

弱い立場に置かれた子ども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状

➡ これまでの対策の着実な実行に加え、本パッケージの対策を速やかに実行する



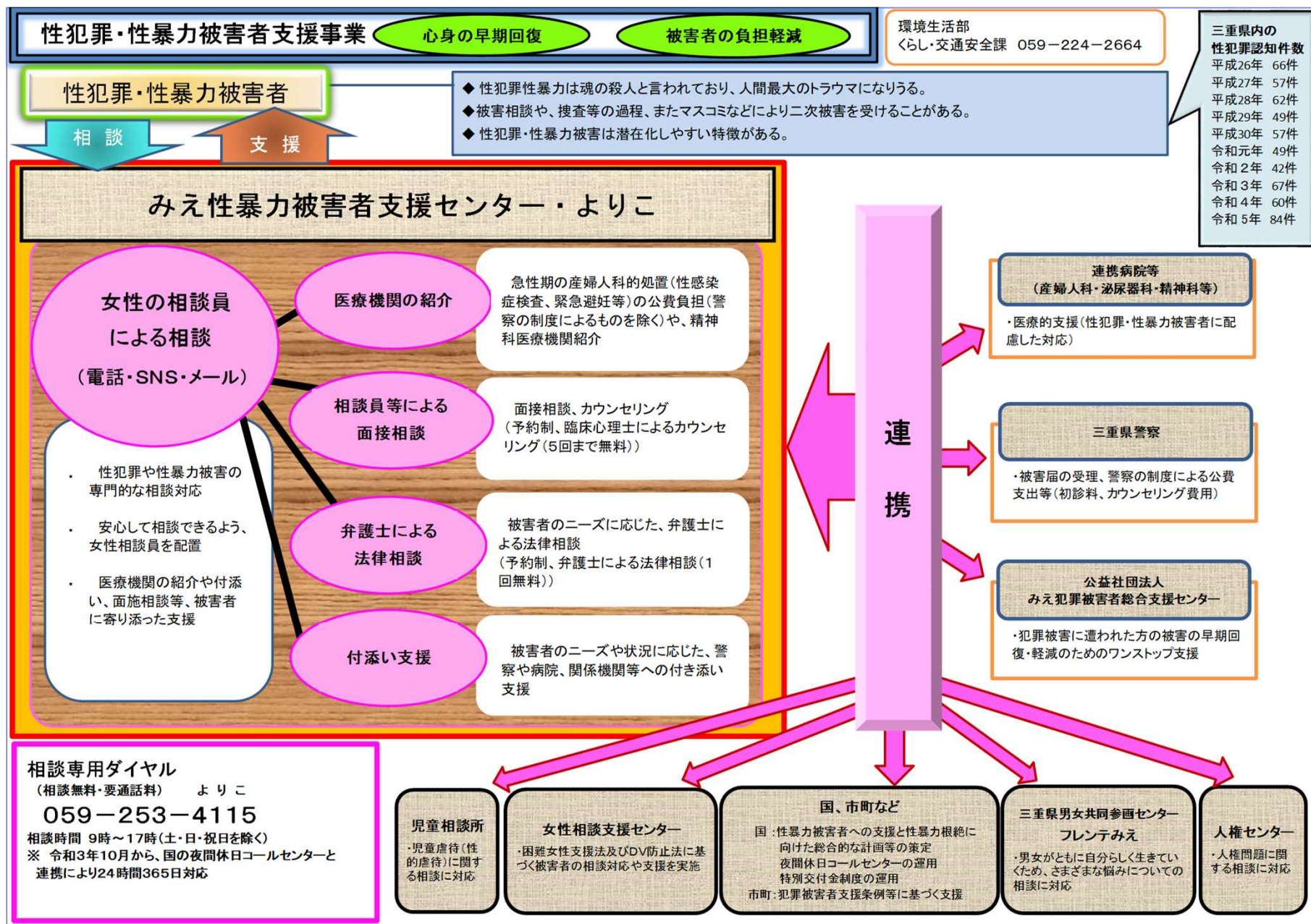
令和5年7月

子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ

- 実施する強化策**
- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
 - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事案の取締まり強化
 - 日本版DBS導入に向け早期法案提出に向けた検討を加速
 - 保育所などにおける虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討
 - 「生命（いのち）の安全教育」を全国展開
 - プライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施
 - 子育て支援の場等を通じて保護者に啓発
 - 「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」を開設
 - 文化芸術分野における相談窓口の設置

性犯罪・性暴力の現状と取組

8 県の取組① 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を通じた支援



性犯罪・性暴力の現状と取組

8 県の取組② SNSを活用した相談支援

DVや予期しない妊娠、性暴力の被害などについて

だれにも相談できずに悩んでいるあなたへ...



LINEで相談しませんか

秘密は守ります

相談は匿名でも大丈夫。
ひとりで悩まないで相談してください。

二次元コードから登録すると、
友だち追加できます。



三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

LINE相談は24時間受け付けますが、返信は相談時間内になります。
それぞれの相談時間等については、下の欄をご覧ください。



DVに関する相談窓口

相談機関

三重県女性相談支援センター

電話相談時間

月・火・木・金 9:00 ~ 17:00
水 9:00 ~ 20:00

※LINE相談は月・火・木・金のみ

電話番号

059-231-5600

相談例

夫婦や恋人などパートナー
からの暴力 等



妊娠SOSみえ

「妊娠レスキューダイヤル」

相談機関

NPO法人MCサポートセンターみっくみえ

電話相談時間

月・水 15:00 ~ 18:00
土 9:00 ~ 12:00

電話番号

090-1478-2409

相談例

生理のこと、妊娠のこと
性のこと 等



性暴力被害に関する相談窓口

相談機関

みえ性暴力被害者支援センターよりこ

電話相談時間

月～金 9:00 ~ 17:00

電話番号

よりこ
059-253-4115
はやくワンストップ
#8891 (通話料無料)

相談例

望まない性行為
過去の性被害 等



※いずれの相談時間も祝日・年末年始を除く

性犯罪・性暴力の現状と取組

8 県の取組③「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」の作成・活用 (R4～R5)

<三重県における相談状況>

・令和2年度の「よりこ」の相談件数は前年比約2倍の623件に増加、10代の相談件数は前年比3倍以上の105件に増加した

既存の取組が遅れている

「学校における児童生徒間の性暴力」への支援強化が必要

<子どもの性被害の特徴>

・本人が性被害だと認識できず、必要な支援につながりにくい
・心身の発達に重大な悪影響を及ぼし、長期にわたり苦しめられる

校内で性暴力が発生した際の教職員向けの対応ハンドブックを作成・配付

R3

学校関係者等に課題意識を喚起

Step 1

- ・課題把握
- ・論点整理



小中高全学校へのアンケート調査

協力校へのヒアリング調査

支援関係機関へのヒアリング調査

先行県等へのヒアリング調査

Step 2

- ・検討委員会において「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」を作成

■作成検討委員会 (全3回)

- ① アンケート及びヒアリング分析結果に基づいたハンドブックの内容の検討
- ② 素案の検討
- ③ 最終案の検討



【検討委員会メンバー】

教職員(管理職、養護)
警察
公認心理師会
弁護士会
県、市町教育委員会
法務少年支援センター
児童相談所
よりこ相談員
くらし・交通安全課

Step 3

- ・ハンドブック配付(全教職員)

■ハンドブック完成

○配付先
⇒県内の全学校の全教職員及び関係各機関へ配付(約2万2千部)



R5

【学校現場】
ハンドブックを活用した学校内の研修会の開催

連携

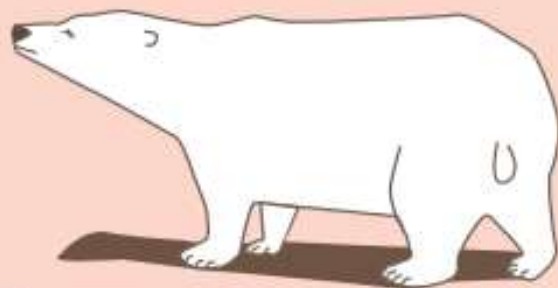


【関係機関】
関係機関間の連携・情報共有
発生時の被害者支援

ハンドブックをベースにして、「学校」と「よりこ」等の関係機関が連携してアウトリーチ型の支援を実施

学校における 児童生徒間の 性暴力

対応支援ハンドブック



ハンドブックリーダー

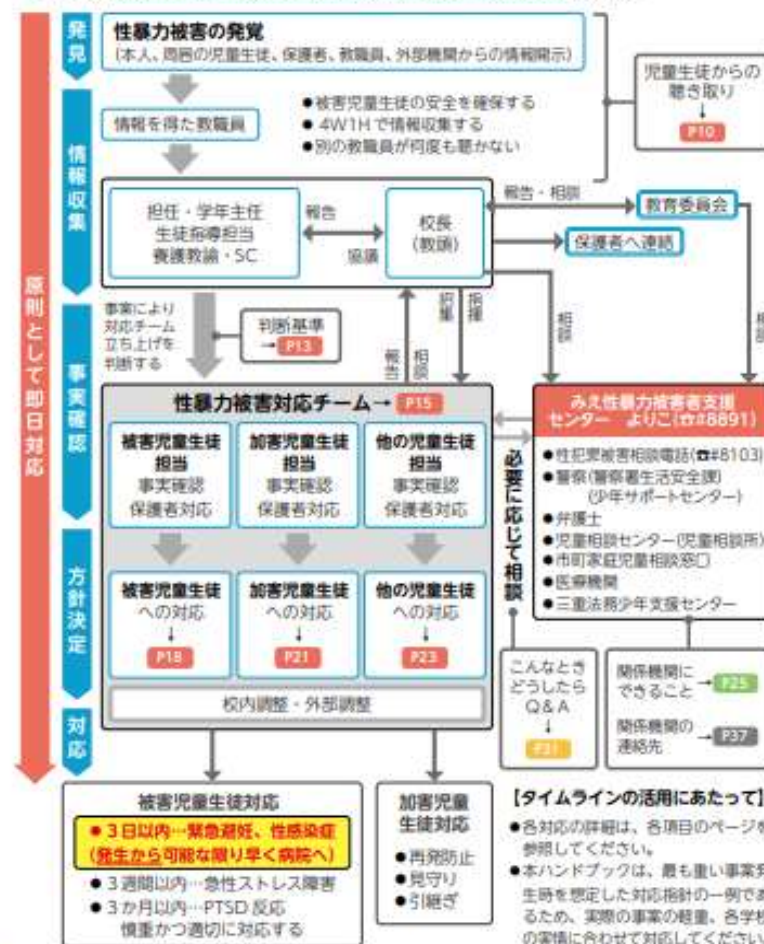
三重県

第1章 被害対応手順

1. 学校で性暴力被害がおこった場合の対応の流れ

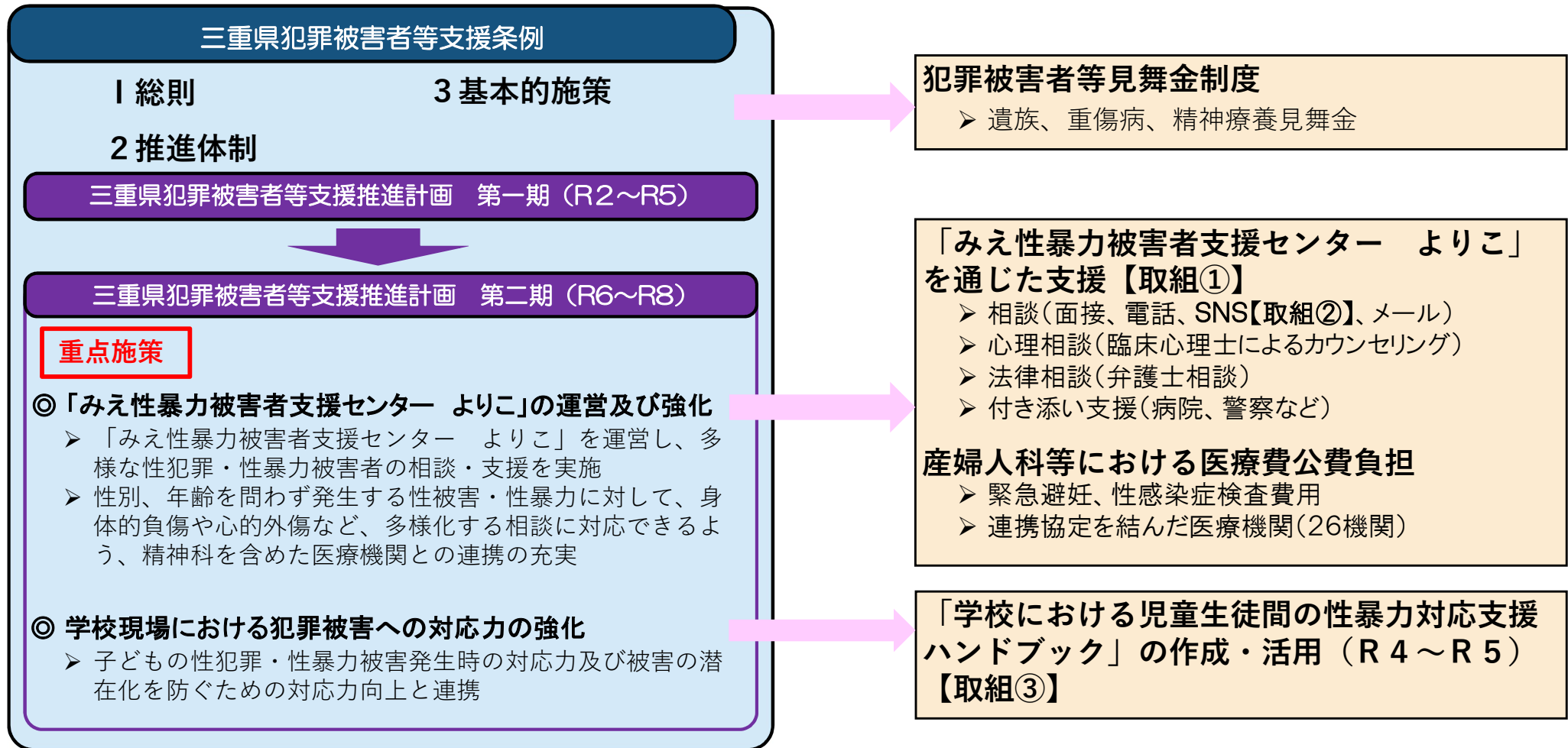
タイムライン

- ◆ 性暴力は（疑いの段階でも）基本的には重大事案として即日対応する
- ◆ 1人で抱え込まず、外部のサポートを得てチームで対応する
- ◆ 本来、被害児童生徒は、それまでの日常を守られる存在であることに留意する



性犯罪・性暴力の現状と取組

9 県の性犯罪・性暴力に関する取組の位置づけ



県の性暴力に関する取組はこれまで「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づいて実施している
⇒取組を更に推進するため、三重県犯罪被害者等支援条例に定めるもののほか、新たな条例において規定が必要

性犯罪・性暴力の現状と取組

10 他府県の状況

福岡県

◎福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年3月1日公布）

- 目的 性暴力の根絶
- 対象 全ての性暴力被害者
- 内容
 - 基本理念、基本方針
 - 県、県民、事業者、市町村の責務、医療機関の取組
 - 取組3つの柱
 - ①被害者支援
 - ②被害防止のための教育・啓発
 - ③加害者の再犯防止（届出制度・罰則）
- 特色
 - 議員提案による条例
 - 当時、人口10万人当たりの性犯罪認知件数が全国ワースト2位
 - 子ども（18歳未満）に対する性犯罪を犯し、刑期を終えた者に対する住所等の届出を義務化（罰則規定あり）
 - ・ 条例制定時、住所等の届出に対して多数の反対意見あり
 - ・ これまでに28件の届出（R2～R5上半期）
 - ・ 届出義務の対象者数は不明（把握する手段なし）
 - 被害者支援、被害防止のための教育・啓発、加害者の再犯防止の取組を全て同一の担当課で実施
 - 性暴力対策アドバイザーを養成後、各学校に派遣
 - 令和6年3月条例を改正し、学校やスポーツ施設、公共交通機関等での性的な目的で同意なく撮影する行為を性暴力と定義

茨城県

◎茨城県性暴力の根絶を目指す条例（令和4年11月21日公布）

- 目的 性暴力の根絶
- 対象 全ての性暴力被害者
- 内容
 - 基本理念
 - 県の責務・役割
 - 県民、事業者、市町村、医療機関の役割
 - 取組3つの柱
 - ①被害者支援
 - ②被害防止のための教育
 - ③加害者の再犯防止（届出制度） ※罰則なし
- 特色
 - 議員提案による条例
 - 子ども（18歳未満）に対する性犯罪を犯し、刑期を終えた者に対する住所等の届出を義務化（罰則規定なし）
 - ・ 条例制定時、住所等の届出に対して多数の反対意見があり、罰則を削除
 - ・ これまでに1件の届出（R4～R5）
 - ・ 届出義務の対象者数は不明（把握する手段なし）
 - 被害者支援、被害防止のための教育、加害者の再犯防止の取組をそれぞれ異なる部局で実施

性犯罪・性暴力の現状と取組

大阪府

◎大阪府子どもを性犯罪から守る条例 (平成24年3月28日公布)

○目的 子どもへの性犯罪の防止

○対象 子ども(18歳未満)

○内容

- 安全確保に関する啓発等(府の責務)
- 規制を行う行為・罰則
- 社会復帰支援、住所等の届出制度・罰則

○特色

- 当時、強制わいせつ罪の認知件数が全国最多
- 子ども(18歳未満)に対する性犯罪を犯し、刑期を終えた者に対する住所等の届出を義務化(※全国初)(罰則規定あり)
 - ・条例制定時、住所等の届出に対して多数の反対意見あり
 - ・これまでに242件の届出(H24~R5)(R5:20件)
 - ・届出率は推定63%※(H30)

※提供を得られた法務省(大阪刑務所、滋賀刑務所、加古川刑務所、大阪保護観察所、大阪保護観察所堺支部)からの情報を基に対象者を推計し、算出

長野県

◎長野県子どもを性被害から守るための条例 (平成28年7月7日公布)

○目的 子どもの性被害防止

○対象 子ども(18歳未満)

○内容

- 基本理念
- 県、県民、保護者、学校、事業者の責務
- 基本施策
- 規制を行う行為・罰則(※いわゆる淫行処罰規定)

○特色

- 全国で唯一「青少年保護育成条例」がなかった
- 社会環境の変化により、子どもの性被害への県民の懸念が高まり、他の都道府県で規定する「青少年保護育成条例」の内容もふまえ制定

条例制定の必要性について

◆条例制定の必要性

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすもので、決して許されるものではない。また、弱い立場に置かれた子ども・若者の性被害が後を絶たず、**その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要**がある。

そこで、性犯罪・性暴力の根絶をめざし、以下の観点から新たな条例の制定を検討する。

①性犯罪・性暴力の根絶に向けた県民の気運醸成

- **性犯罪・性暴力は決して他人事ではなく**、誰もが身近に起こりうる問題として捉える必要がある。
- 性暴力根絶に向けた県民意識の高揚と更なる気運の醸成につなげ、**社会全体で性暴力のない三重県をめざしていく必要**がある。

②性犯罪・性暴力の被害防止と被害者支援の更なる推進

- **性犯罪・性暴力被害防止のための教育・啓発活動を推進**していくとともに、**性犯罪等被害者に寄り添った切れ目のないきめ細かな支援を一層充実**させていく必要がある。

③社会情勢の変化に対する適切な対応

- 性犯罪・性暴力の被害をめぐるのは、デジタル技術の進展を始めとする急速な社会の変化に伴って犯罪の形態も変遷していることから、**社会の情勢に応じた適切な対応を講じていく必要**がある。

条例のポイント（おおまかな方向性）

◆条例制定のポイント（おおまかな方向性）

- ① 条例では性暴力の根絶をめざすとともに、被害者を支援するため、基本的理念の他、各主体の責務や役割、県の基本的な施策を定めることとする。
- ② 性犯罪・性暴力被害は年齢・性別を問わず発生することから、条例で守るべき被害者は年齢・性別を問わずすべての被害者を対象とする。